

山梨県公報

第千六百五十二号

平成十八年

三月二十七日

月 曜 日

目 次

全国自治宝くじ事務協議会規則の一部改正	一三三
道路の供用開始	一三三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	一三三
都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)	一四〇
建築基準法に基づく道路位置指定	一四一
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一四一
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	一四一
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	一四一
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	一四三
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	一四三
土地区画整理組合の事業計画の変更認可(四件)	一四五
土地区画整理組合の解散認可	一四六
土地区画整理組合の代行について	一四六
県営住宅等の管理の代行について	一四六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一四七
その他	
漁業法による水産動植物の取扱いの制限	一四七

告 示

山梨県告示第百七十号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「静岡市」の次に「、堺市」を加える。

附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県告示第百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十八年四月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩平窪平線	山梨市大字牧丘町倉科字神田四九二七番の一地先から山梨市大字牧丘町倉科字瀬戸山四三〇三番地先まで	九三・〇	平成十八年三月二十七日

山梨県告示第百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
富士河口湖町	上条 1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
		急傾斜地の崩壊	
		急傾斜地の崩壊	
小宮 1	上条 2	急傾斜地の崩壊	
		急傾斜地の崩壊	

大輪山の2	大輪山	小津原	矢羽根 2	矢羽根 1	白根	浅原	西之越	雪頭ヶ岳	西湖	根場	本沢	長浜 の6	長浜 の5	長浜 の2	長浜	上条	長浜	天神下	天神下の2	小宮 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

中沢	大石の2	湯口	大石 2	大石 1	大輪山の3	大嵐	大嵐 の3	栃久保 の3	栃久保	大嵐	大輪山 の2	大輪山	根場 の2	根場	矢羽根 の2	矢羽根	桑留尾 の3	桑留尾 の2	桑留尾	西之越
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

宮の上	山宮	広瀬	横町東下側	横町	大柵	西川橋	西川 3	西川 2	西川 1	魚釣戸 2	魚釣戸 1	桑崎山	江木林 2	江木林 1	湯口	大石の5	戸沢	魚釣戸	大石の4	大石の3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

的場川	宮沢川	宮沢の2	軽沢	宮沢の1	大沢川	大沢川の1	平浜沢	大入溪流	船津の2	浅川	船津 2	船津 1	白山神社	産屋ヶ崎浅川 3	産屋ヶ崎浅川 2	産屋ヶ崎浅川 1	勝山	横町	御坂トンネル	宮の上の2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

三沢川の2	三沢川	三沢川の1	浅原川	桑留尾川	西ノ越川	坂の下沢	東入沢	本沢川	西入川 2	西入川 1	西沢	東沢	青木の沢 2	青木の沢 1	青木沢	藤沢	横沢	八杭坂	大輪沢 2	大輪沢 1	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

北浦沢	御坂川 2	御坂川 1	日影沢	水口沢	梨川 2	梨川 1	寺崎沢	戸沢川	大石沢	馬場川の1	馬場川	西沢川	藤川	節待川	奥川	袖ノ口沢	天神沢	中の沢	中の沢の1	大沢	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

富士河口湖町				市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (図面省略)
小宮 2	小宮 1	上条 2	上条 1	区域の名称			
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	白山川	白山川	土石流	
				浅川中央川 2	浅川中央川 2	土石流	
				浅川中央川 1	浅川中央川 1	土石流	
				北浅川	北浅川	土石流	
				追坂沢	追坂沢	土石流	
				鯉の水川	鯉の水川	土石流	
				横町沢	横町沢	土石流	
				保地沢川	保地沢川	土石流	
				山の神川	山の神川	土石流	
				山の神川の1	山の神川の1	土石流	
				加藤沢	加藤沢	土石流	
				六首川 2	六首川 2	土石流	
				六首川 1	六首川 1	土石流	
				寺川	寺川	土石流	

西之越	大輪山の2	大輪山	小津原	矢羽根 2	矢羽根 1	白根	浅原	西之越	雪頭ヶ岳	西湖	根場	本沢	長浜の6	長浜の5	長浜の2	長浜	上条	長浜	天神下	天神下の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大石の3	中沢	大石の2	湯口	大石2	大石1	大輪山の3	大嵐	大嵐の3	栃久保の3	栃久保	大嵐	大輪山の2	大輪山	根場の2	根場	矢羽根の2	矢羽根	桑留尾の3	桑留尾の2	桑留尾
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

勝山	横町	御坂トンネル	宮の上の2	宮の上	山宮	広瀬	横町	大柵	西川橋	西川1	魚釣戸2	魚釣戸1	桑崎山	江木林2	江木林1	湯口	大石の5	戸沢	魚釣戸	大石の4
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

東沢	青木の沢 2	青木の沢 1	青木沢	藤沢	八杭坂	大輪沢 1	的場川	宮沢の 2	軽沢	大沢川	平浜沢	大入溪流	船津の 2	浅川	船津 2	船津 1	白山神社	産屋ヶ崎浅川 3	産屋ヶ崎浅川 2	産屋ヶ崎浅川 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

日影沢	水口沢	梨川 2	寺崎沢	戸沢川	大石沢	西沢川	藤川	節待川	奥川	天神沢	中の沢	中の沢の 1	三沢川の 2	三沢川の 1	浅原川	西ノ越川	坂の下沢	西入川 2	西入川 1	西沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

御坂川 1	土石流
御坂川 2	土石流
北浦沢	土石流
寺川	土石流
六首川 2	土石流
加藤沢	土石流
山の神川の1	土石流
山の神川	土石流
保地沢川	土石流
横町沢	土石流
鯉の水川	土石流
追坂沢	土石流
北浅川	土石流
浅川中央川 1	土石流
浅川中央川 2	土石流
白山川	土石流

山梨県告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称
甲斐市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画下水道事業竜王町公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十二年二月二十三日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
平成九年山梨県告示第二百四十九号、平成十四年山梨県告示第四百九十七号の事業地に、甲斐市大字竜王新町字東裏の一部を加え、大字竜王新町字清水及び字元免許並びに大字名取字上河原の各地内において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称
甲斐市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画下水道事業敷島町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成元年一月十二日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
平成十一年山梨県告示第二百五十九号、平成十四年山梨県告示第五百十三号の事業地に、甲斐市大字大下条字上河原の全部を加え、大字大下条字中河原の一部を加え、大字大下条字泉尻地内において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
南アルプス市山寺野田二八一番一
- 二 道路の幅員
五・〇〇メートル
- 三 道路の延長
八六・九九メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年三月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 結婚相談センター出雲会
- 2 代表者の氏名 大窪政男
- 3 主たる事務所の所在地 南アルプス市六科千四百九十六番地一
- 4 定款に記載された目的
この法人は、未婚者の方々を対象に、少子化時代における晩婚化等を解消すべく、未婚者の結婚を円滑化するために、成婚への足掛かりとして情報の収集提供又は相談等の総合的な支援事業を行うことにより、地域社会の福祉の増進、および向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年三月十一日から平成十八年五月十日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年三月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 未来山梨の二十一世紀を創る会
- 2 代表者の氏名 内田清
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市武田一丁目三番二十一号
- 4 定款に記載された目的
本会は、山梨において、地域社会を支える有為の人材の育成あるいは発掘を通じ、健全で活力ある地域社会の建設を目指して、政治・経済・教育・文化の各分野にわたる施策の提言、施策の普及・啓発という社会奉仕活動、とりわけ青少年の健全育成のための施策の提言、普及・啓発の活動の事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年三月十四日から平成十八年五月十三日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者として指定した。

平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
シヨートステイ回生荘	都留市境三六番地	一九七二一〇〇一九一	短期入所生活介護	平成十七年十月一日
市川三郷町社会福祉協議会デイサービスセンター	西八代郡市川三郷町市川大門四一六番地	一九七〇六〇〇三〇八	通所介護	平成十七年十月一日

市川三郷町社会福祉協議会 訪問介護事業所	西八代郡市川三郷町市川大門四一六番地	一九七〇六〇〇 二八二	訪問介護	平成十七年十月一日
市川三郷町立病院	西八代郡市川三郷町市川大門四二八番地一	一九一〇六一〇 五八一	訪問看護（みなし）	平成十七年十月一日
市川三郷町国民健康保険診療所	西八代郡市川三郷町上野二七三一番地一	一九一〇六一〇 六〇七	訪問看護（みなし）	平成十七年十月一日
齊藤歯科医院	笛吹市御坂町二之宮二六七九番地一	一九三二八〇〇 三五一	訪問看護（みなし）	平成十七年十月一日
訪問看護ステーション西八代	西八代郡市川三郷町市川大門四一六番地	一九六〇六九〇 〇二二	訪問看護	平成十七年十月一日
齊藤歯科医院	笛吹市御坂町二之宮二六七九番地一	一九三二八〇〇 三五一	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十七年十月一日
ケアセンターいちかわ	西八代郡市川三郷町市川大門四一六番地	一九五〇六八〇 〇二三	通所リハビリテーション	平成十七年十月一日
ケアセンターいちかわ	西八代郡市川三郷町市川大門四一六番地	一九五〇六八〇 〇二三	短期入所療養介護	平成十七年十月一日
齊藤歯科医院	笛吹市御坂町二之宮二六七九番地一	一九三二八〇〇 三五一	居宅療養管理指導（みなし）	平成十七年十月一日
デイサービスセンターむぎの穂	南巨摩郡身延町上八木沢五七五番地	一九七〇七〇〇 六八六	通所介護	平成十七年十月五日

デイサービスほのか	甲府市小瀬町五七三番地二	一九七〇二〇二 〇三二	通所介護	平成十七年十一月一日
デイサービス相生	甲府市相生一丁目七番一五号	一九七〇二〇二 〇四〇	通所介護	平成十七年十一月一日
甲州市社会福祉協議会大和デイサービスセンター	甲州市大和田町田野七七番地	一九七二二〇〇 〇六五	通所介護	平成十七年十一月一日
甲州市社会福祉協議会塩山訪問入浴事業所	甲州市塩山上於曾三四九番地一	一九七二二〇〇 〇四〇	訪問入浴	平成十七年十一月一日
特定非営利活動法人介護屋きわみ	中巨摩郡玉穂町若宮五一番地四サングリオンファントH号	一九七〇八〇〇 九四〇	訪問介護	平成十七年十一月一日
とまり樹	富士吉田市上暮地一丁目一八番三四号	一九七二二〇〇 三三〇	訪問介護	平成十七年十一月一日
甲州市社会福祉協議会塩山訪問介護事業所	甲州市塩山上於曾三四九番地一	一九七二二〇〇 〇三二	訪問介護	平成十七年十一月一日
甲州市社会福祉協議会大和訪問介護事業所	甲州市大和田町田野七七番地	一九七二二〇〇 〇五七	訪問介護	平成十七年十一月一日
やすだデンタルクリニック	甲府市大里町五二八三番地	一九三〇二〇三 一九五	訪問看護（みなし）	平成十七年十一月一日
やすだデンタルクリニック	甲府市大里町	一九三〇二〇三	訪問リハビリテーション	平成十七年十一月一日

甲州市一ノ瀬出張診療所	甲州市塩山一之瀬高橋四三八番地	一九二二二〇一六六	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年十一月一日
甲州市塩山診療所	甲州市塩山一之瀬高橋四三八番地	一九二二二〇一七四	訪問看護(みなし)	平成十七年十一月一日
甲州市大藤診療所	甲州市塩山一之瀬高橋四三八番地	一九二二二〇一八二	訪問看護(みなし)	平成十七年十一月一日
甲州市大藤診療所	甲州市塩山一之瀬高橋四三八番地	一九二二二〇一八二	訪問看護(みなし)	平成十七年十一月一日
甲州市訪問看護ステーション	甲州市塩山一之瀬高橋四三八番地	一九二二二〇〇一九	訪問看護	平成十七年十一月一日
甲州市落合出張診療所	甲州市塩山一之瀬高橋四三八番地	一九二二二〇一五八	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年十一月一日
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼九五〇番地	一九二二二〇一九〇	訪問看護(みなし)	平成十七年十一月一日
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼九五〇番地	一九二二二〇一九〇	訪問看護(みなし)	平成十七年十一月一日
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼九五〇番地	一九二二二〇一九〇	訪問看護(みなし)	平成十七年十一月一日
甲州市落合出張診療所	甲州市塩山一之瀬高橋四三八番地	一九二二二〇一五八	訪問看護(みなし)	平成十七年十一月一日

甲州市一ノ瀬出張診療所	甲州市塩山一之瀬高橋四三八番地	一九二二二〇一六六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十一月一日
甲州市塩山診療所	甲州市塩山一之瀬高橋四三八番地	一九二二二〇一七四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十一月一日
甲州市大藤診療所	甲州市塩山一之瀬高橋四三八番地	一九二二二〇一八二	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十一月一日
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼九五〇番地	一九二二二〇一九〇	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十一月一日
やすだデンタルクリニック	甲府市大里町五二八三	一九三〇二〇三九五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十一月一日
いづく堂薬局	甲府市西高橋町九〇番地二	一九四〇二〇三一九三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年十一月一日

● 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の者を指定居宅介護支援事業者として指定した。
 平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	指定年月日
居宅介護支援事業所わかまつ	甲府市若松町六番地三五	一九七〇二〇一八六九	居宅介護支援	平成十七年四月一日
居宅介護支援事業所えがお	甲府市中央二丁目一番地一〇号	一九七〇二〇一八七七	居宅介護支援	平成十七年四月一日

やさしい手甲 州事業所	東山梨郡勝沼 町山一〇〇番地一	一九七〇四〇〇 二〇四	居宅介護支援	平成十七年四月 一日
居宅介護支援 事業所いちいの木	南都留郡忍野 村内野中賀背 三五七二番地一	一九七二三〇〇 三八七	居宅介護支援	平成十七年四月 一日
雀高齢者相談	甲斐市下今井 一七三〇番地	一九七二七〇〇 一一五	居宅介護支援	平成十七年四月 一日
居宅介護支援 事業所かのん	甲斐市西八幡 九〇三番地	一九七二七〇〇 一一三	居宅介護支援	平成十七年四月 一日
訪問看護ステ ーションふじ かわ	南巨摩郡増穂 町長澤二二五 番地四	一九七〇七〇〇 六三七	居宅介護支援	平成十七年五月 一日
みらい居宅介 護支援サービ ス	中巨摩郡昭和 町河西五四七 番地二	一九七〇八〇〇 九一六	居宅介護支援	平成十七年五月 一日
富士河口湖町 デイサービス センターふれ 愛	南都留郡富士 河口湖町小立 二四八七番地	一九七二三〇〇 三二〇	居宅介護支援	平成十七年五月 一日
開国橋介護保 険相談室	南アルプス市 上今諏訪四三 七番地一	一九七二六〇〇 三三一	居宅介護支援	平成十七年五月 一日
やさしい手笛 吹事業所	笛吹市一宮町 末木八五六番 地	一九七二八〇〇 二四六	居宅介護支援	平成十七年五月 一日
長坂居宅介護 支援事業所	北杜市長坂町 長坂上条二五 七五番地一九	一九七二九〇〇 一九四	居宅介護支援	平成十七年五月 一日
あかね雲ケア プランセンタ	富士吉田市上 吉田三七〇三	一九七二二〇〇 二五六	居宅介護支援	平成十七年六月 一日

居宅介護支援 事業所企業組 合ケアフォー ラム甲府	甲府市朝日五 丁目六番一 号サンハイツ ひぐち一〇二	一九七二〇〇一 九六八	居宅介護支援	平成十七年六月 十日
指定居宅介護 支援事業所 慶和荘	富士吉田市上 吉田字熊穴四 五八四番地	一九七二二〇〇 三三二	居宅介護支援	平成十七年七月 一日
福祉介護セン ター	上野原市新田 三〇九番地一 三	一九七二〇〇〇 〇四四	居宅介護支援	平成十七年七月 一日
やすらぎ介護 サービス	甲府市上阿原 町一一二四番 地一三	一九七〇一〇二 〇一六	居宅介護支援	平成十七年八月 十六日
介護支援サー ビスふぁいと	南アルプス市 在家塚八五〇 番地六	一九七二六〇〇 三五六	居宅介護支援	平成十七年八月 十八日
大國居宅介護 支援事業所	甲府市後屋町 二〇七番地	一九七〇一〇二 〇二四	居宅介護支援	平成十七年九月 一日
有限会社ハピ ネスフレンド 居宅介護支援 事業所	甲斐市西八幡 二二九七番地 七	一九七〇八〇〇 四五二	居宅介護支援	平成十七年九月 一日
市川三郷町社 会福祉協議会 居宅介護支援 事業所	西八代郡市川 三郷町市川大 門四一六番地	一九七〇六〇〇 二九〇	居宅介護支援	平成十七年十月 一日
介護支援セン ター笛吹	笛吹市御坂町 二之宮一九四 九番地二	一九七二八〇〇 二五三	居宅介護支援	平成十七年十月 一日
甲州市訪問看 護ステーション	甲州市塩山上 於首九七七番	一九六二二九〇 〇一九	居宅介護支援	平成十七年十一 月一日

ン	地五			
居宅介護支援事業所デイサービスひだまり	中巨摩郡昭和町河西一四九三番地	一九七〇八〇〇八二五	居宅介護支援	平成十七年十一月一日
介護ショップ さくら	大月市駒橋一丁目一番二	一九七二四〇〇三〇二	居宅介護支援	平成十七年十一月一日
万年屋居宅介護支援事業所	上野原市上野原三三三七番地	一九七二五〇〇〇四四	居宅介護支援	平成十七年十一月一日
ケアプランい なみ	南アルプス市在家塚八九五番地	一九七二六〇〇三六四	居宅介護支援	平成十七年十一月一日

● 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次の者を指定介護老人福祉施設として指定した。
 平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	指 定 年 月 日
介護老人福祉施設 風林荘	甲府市宮原町一一九一番地	一九七〇二〇一九〇一	老人福祉施設	平成十七年四月一日
フェリーチェ 上野原	上野原市大柵六一一番地	一九七二〇〇〇〇三六	老人福祉施設	平成十七年四月一日
特別養護老人ホーム 緑風苑	甲州市塩山上於曾一二五六番地	一九七〇三〇〇一四九	老人福祉施設	平成十七年八月一日
「らくえん」	中巨摩郡玉穂町極楽寺七四	一九七〇八〇〇九三二	老人福祉施設	平成十七年十月一日

八番地

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
 平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 組合の名称
富士吉田市御伊勢山土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内
施行地区
富士吉田市小見見字御伊勢山、雨坪及び丸の各一部
- 三 設立認可の年月日
平成二年十二月五日
- 四 変更後の事業施行期間
平成二年度から平成十八年度まで
- 五 変更認可の年月日
平成十八年三月二十七日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
 平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 組合の名称
富士吉田市向海土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内
施行地区
富士吉田市小見見字海端、小原、御伊勢山及び丸の各一部
- 三 設立認可の年月日
平成二年十二月五日

- 五 変更後の事業施行期間
平成二年度から平成十八年度まで
- 六 変更認可の年月日
平成十八年三月二十七日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
平成十八年三月二十七日

- 一 組合の名称
都留市田原土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所内
- 三 施行地区
都留市大字田原二丁目の一部
- 四 設立認可の年月日
平成十一年十一月八日
- 五 変更後の事業施行期間
平成十一年度から平成十八年度まで
- 六 変更認可の年月日
平成十八年三月二十七日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
平成十八年三月二十七日

- 一 組合の名称
南アルプス市柿平土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所内
- 三 施行地区
南アルプス市大字小笠原字柿平及び字一ノ出しの各一部、大字上宮地字牧野の一部

- 並びに大字桃園字西原の一部
- 四 設立認可の年月日
平成四年六月三日
- 五 変更後の事業施行期間
平成四年度から平成十八年度まで
- 六 変更認可の年月日
平成十八年三月二十七日

● 土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。
平成十八年三月二十七日

- 一 組合の名称
富士吉田市田端土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
富士吉田市下吉田千八百四十二番地
- 三 解散認可の年月日
平成十八年三月二十七日

● 県営住宅等の管理の代行について

山梨県住宅供給公社理事長から、次のとおり通知があった。

平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、山梨県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成十八年三月二十七日

山梨県住宅供給公社理事長 石川 敏

- 一 管理を行う者
山梨県住宅供給公社
- 二 管理を行う県営住宅等
山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）別表に掲げる県営住宅等

三 管理の内容

- 1 法第三章の規定による県営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）
 - 2 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務その他1に付随する業務
- 四 管理を行う期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十八年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町西条字立石二一七の六、二二二〇の一、二二二〇の二、二二二〇の三及び二二二〇の四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条四千三百十八番地 坂本菊雄・坂本一久

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三 二号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内で採捕されたオオクチバス及びブルーギルの取り扱いを次のとおり制限する。
平成十八年三月二十七日

山梨県内水面漁場管理委員会
会 長 北 村 眞 一

- 一 指示内容
本県内においてオオクチバス及びブルーギルを採捕した者は、採捕した河川湖沼にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。
- 二 指示の区域
山梨県内の公共用水面。ただしオオクチバスの場合に限り、山中湖、河口湖、西湖を除く。
- 三 指示の期間
平成十八年四月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番